

大野小学校父母と先生の会規約 細則

第1章 役員および顧問の就任

第1条 役員および顧問は、定期総会において就任する。

第2条 会長に欠員を生じたときは、副会長の互選により1名が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第3条 会長以外の役員の欠員が生じたときは、役員会議がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第2章 学級PTA

第4条 学級PTAは、本会の下部組織とする。

第5条 学級PTAは、会員と学級担任の話し合いを通じて教育全般の理解を深め、かつ相互の向上を図る。

第6条 学級PTAは、学級レク、研修および街頭指導の担当を置く。なお、研修および街頭指導は、学級PTAに置かれるが、全会員に対して有志を募り、学級に必ず担当者がいるとは限らない。

第1項 学級レク担当は、年度当初の学級懇談会で有志を募る。また、学級レク担当は、各学級担任と日程やレクの内容等の調整を図り、事務局へ報告する。

第2項 研修は、通学路の安全を進める大会、渡島PTA連合会研究大会および北斗市PTA連合会研究大会について有志を募る。なお、有志が多い場合は、役員と事務局の協議により人選を行い、参加者を決定する。また、研修に関わるその他の大会等があれば、随時有志を募る。有志の募集は、事務局が担当する。

第3項 街頭指導は、毎月1日、15日の登校指導、学期末の下校指導の際に、有志を募る。なお、人数が多くなる場合は、事務局で調整を図り、有志に連絡する。有志の募集は、事務局が担当する。

第4項 その他、PTAの参加が求められる行事等がある場合、有志で参加者を募る。

第7条 この会に寄与した会員についての表彰は、役員会議で決定する。

第8条 校長は、学校管理ならびに教育上、全ての会合に出席して、意見を述べることができる。

第3章 改正

第9条 この細則は、役員会議において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

第4章 付 則

この細則は、昭和49年 4月27日より施行する。

昭和51年 4月17日 一部改正

昭和61年 4月19日 //

昭和62年	4月28日	//
平成2年	4月21日	//
平成8年	4月26日	//
平成9年	4月19日	//
平成10年	4月18日	//
平成11年	4月17日	//
平成15年	3月10日	//
平成18年	3月22日	//
平成19年	3月2日	//
平成31年	4月20日	//
令和6年	4月23日	一部改正